

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年12月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000281号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2000012号

## 第1 結論

昭和61年3月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月から昭和63年3月まで

私の妻が、昭和61年3月頃に、A市役所B出張所(当時)で私の国民年金の加入手続きを行った。請求期間の国民年金保険料については、妻が毎月、夫婦二人分を同出張所の窓口で納付していた。

請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和61年3月頃に妻が自身の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、A市は、請求者の国民年金の加入記録については確認できないと回答している上、請求者は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、これを行ったとする妻は、A市役所B出張所で自身及び夫の加入手続きを行ったと主張する以外に自身及び請求者の年金手帳の受領等の記憶が明確ではないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000282号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2000013号

## 第1 結論

昭和61年3月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月から昭和63年3月まで

私は、昭和61年2月に会社を退職した後、同年3月頃に、A市役所B出張所(当時)で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を私が毎月、同出張所の窓口で納付書により納付していた。私の国民年金保険料を納付した期間が1か月のみになっており、請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和61年3月頃にA市役所B出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成元年11月ないし同年12月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料を、毎月、A市役所B出張所の窓口で納付書により納付していたと主張しているが、請求者が請求期間当時、居住していたとするA市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録は確認できないと回答している上、請求者は、上記推認される加入手続時点までは国民年金に未加入であり、請求期間当時において、請求期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000257号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000062号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月10日から昭和56年4月30日まで

私のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料額より低い額  
で記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映し  
てほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料額より  
低い額で記録されていると主張している。

しかしながら、i) オンライン記録によると、A社は、平成20年7月1日に厚生年金保険  
の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主も、既に亡くなっていることが確  
認できることから、照会することができないこと、ii) A社が厚生年金保険の適用事業所では  
なくなった時の事業主は、同社がB社に吸収合併された平成20年3月より前に退職した従業  
員の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出を行  
ったか否か、及び請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除した  
か否かは、「不明」と回答していること、iii) B社の担当者は、A社を吸収合併した平成20年  
より前の期間における同社のことは何も分からないと陳述していることから、請求者の請求期  
間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された昭和55年分給与所得の源泉徴収票(写)から、その年の給与  
支払金額及び社会保険料の金額は確認できるものの、各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保  
険料控除額を確認することができない上、当該源泉徴収票(写)に記載されている社会保険料  
の金額は、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる、請求者の  
昭和55年1月から同年12月までの標準報酬月額に基づき算出される社会保険料(当該源泉徴  
収票(写)から推算される雇用保険料を含む。)の金額とほぼ一致している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等、上記源泉徴収票以外の資料は保管していない旨回答及び陳述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。